

当初設計書		設計	精算
設計委託費	(消費税及び地方消費税額)		
当初金	() 円也		
<p>業務名 : 令和8年度市庁舎電話配線業務委託 (単価契約)</p> <p>設計部課名 : 都市建設部設備課</p> <p>履行場所 : 久留米市 城南町15番地3</p> <p>履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで (ただし予算議決後は令和9年3月31日まで)</p>			
設計の概要	(当初設計) 別紙単価表のとおり		

契約単価算出方法及び消費税及び地方消費税額の取扱いについて

1. 入札は、各工種における委託価格の合計額にて行い、その請負率を各工種の委託価格に乗じた金額を委託請負価格とする。
委託価格は予定数量を考慮した価格である。なお、予定数量については、仕様書に記載された数量を目安とするが、当該年度の要望数等により増減する事がある。

$$\text{契約単価} = \text{各工種委託請負価格} \times 1.10$$

$$\text{各工種委託請負価格} = \frac{\text{落札価格}}{\text{委託価格合計額}} \times \text{各工種委託価格}$$

2. 各工種委託請負価格の計算過程に於いて整数止めとするため、契約単価の合計金額と、落札価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額とはあわない場合があるのでその場合は各工種委託請負価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額を契約単価とする。

当初設計書		設計委託費	(消費税及び地方消費税額)	設計	精算
当初金		() 円也			
<p>業務名 : 令和8年度市庁舎電話配線業務委託 (単価契約)</p> <p>設計部課名 : 都市建設部設備課</p> <p>履行場所 : 久留米市 城南町15番地3</p> <p>履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで (ただし予算議決後は令和9年3月31日まで)</p>					
設計概要	<p>(当初設計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話回線新設作業 一式 電話回線移設作業 一式 電話回線撤去作業 一式 				

設計書
(統括)

令和8年度市庁舎電話配線業務委託（単価契約）

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
市庁舎電話配線業務委託						
(1) 電話回線新設作業	調査・配線・電話機新設・試験調整	20	回線			
(2) 電話回線移設作業	調査・配線・電話機移設・試験調整	70	回線			
(3) 電話回線撤去作業	調査・撤去	50	回線			
	計					千円未満切り捨て
	消費税及び地方消費税	10	%			
	委託費合計					

設計書

(内訳明細)

令和8年度市庁舎電話配線業務委託（単価契約）

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
(1) 電話回線新設作業						
調査費		1	式			
MDF新規接続作業費		1	か所			
ボタン電話ケーブル	0.5mm-4P 0Aフロア内	5	m			
ボタン電話ケーブル	0.5mm-1P 露出配線	5	m			
2口モジュラーローゼット		1	個			
電話機設置作業費	支給品 試験調整含む	1	台			
諸経費		1	式			
計						
(2) 電話回線移設作業						
調査費		1	式			
MDF接続変更作業費		1	か所			
移設元配線撤去作業費	ケーブル・モジュラージャック	1	式			
移設先新規配線作業費	ケーブル・モジュラージャック流用	1	式			
電話機移設作業費	電話機流用 試験調整含む	1	台			
諸経費		1	式			
計						

令和8年度市庁舎電話配線業務委託（単価契約）仕様書

I. 業務概要

1. 業務名： 令和8年度市庁舎電話配線業務委託（単価契約）

2. 履行場所： 久留米市城南町15番地3

3. 履行期間： 契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで
(ただし予算議決後は令和9年3月31日まで)

4. 業務仕様

(1) 本仕様書に記載されていない事項は、以下による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書及び公共建築設備工事標準図(令和7年版電気設備工事編)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準仕様書」という。）
- ・ 本仕様書及び上記の標準仕様書に定めがない事項は、担当職員と協議する。

5. 対象業務

本業務の対象業務および範囲等は以下の通りとする。

(1) 電話回線新設作業

◆事前調査

- ・ 電話機新設箇所のゾーンボックスに空きがあるか確認すること。
- ・ ゾーンボックスに空きがない場合は担当職員と協議すること。

◆MDFでの接続作業

- ・ ゾーンボックス送りのローカル端子と電話交換機の出端子を接続すること。
- ・ 電話交換機の出端子番号は担当職員より受注者へ提供するものとする。

◆新規配線及び電話機の設置

- ・ ゾーンボックスからボタン電話ケーブル（0.5mm-4P×5m）にてOAフロア内を配線し、2口モジュラーローゼットを床上に設置すること。
- ・ 2口モジュラーローゼットと新設電話機をボタン電話ケーブル（0.5mm-1P）にて接続すること。
- ・ ケーブルは上記と同等品以上を使用すること。
- ・ ゾーンボックスに内線番号をテプラで貼り付けること。
- ・ 2口モジュラーローゼットに内線番号とゾーンボックス番号をテプラで貼り付けること。
- ・ 電話機に内線番号をテプラで貼り付けること。

◆電話機の動作確認

- ・5FCPU 室内に設置してある多機能電話機を使用し、新設電話機の発信・着信動作及び内線番号を確認すること。

◆施工完了の報告

- ・新設電話機を接続したゾーンボックスの差し込み口番号、MDF の出力端子及びローカル端子番号を担当職員に報告すること。

(2) 電話回線移設作業

◆事前調査

- ・電話機移設元のゾーンボックス及び MDF のローカル端子を確認すること。
- ・電話機移設先のゾーンボックスに空きがあるか確認すること。
- ・ゾーンボックスに空きがない場合は担当職員と協議すること。

◆MDF での接続作業

- ・電話交換機出力端子からゾーンボックス送りのローカル端子までの配線を移設元から移設先へ接続替えすること。

◆配線及び電話機の移設

- ・移設元ゾーンボックス以降の配線及び機器を撤去し、移設先ゾーンボックスに撤去品を流用し接続すること。
- ・移設元ゾーンボックスから内線番号のテプラを取り外すこと。
- ・移設した 2 口モジュラーローゼットに内線番号とゾーンボックス番号をテプラで貼り付けること。
- ・2 口モジュラーローゼットが移設対象でない電話機でも使用している場合は、撤去せずに移設先に 2 口モジュラーローゼットを新設すること。
- ・施工上、撤去品の流用ができない場合は、受注者にて不足する材料を準備すること。

◆電話機の動作確認

- ・新設時と同様

◆施工完了の報告

- ・電話機移設前後のゾーンボックスの差し込み口番号、MDF の出力端子及びローカル端子番号を担当職員に報告すること。

(3) 電話回線撤去作業

◆事前調査

- ・撤去する電話機のゾーンボックス及び MDF のローカル端子を確認すること。

◆MDF での接続撤去作業

- ・ゾーンボックス送りのローカル端子と電話交換機出力端子を接続する配線を撤去すること。

◆配線及び電話機の撤去

- ・ゾーンボックス以降の配線及び機器を撤去すること。
- ・ゾーンボックスから内線番号のテプラを取り外すこと。

◆施工完了の報告

- ・撤去した電話機のゾーンボックスの差し込み口番号、MDF の出力端子及びローカル端子番号を担当職員に報告すること。
- ・撤去した電話機を担当職員へ引き渡すこと。

6. 業務の設計数量

- (1) 設計図書並びに本仕様書中、設計書における数量は単位当たりの単価を決定するための設計数量である。また、内訳書の数量は、年間をとおしての予定数量であり、増減することがある。

7. 業務の発注方法

- (1) 業務箇所、数量及び履行期間等については、「業務指示書」により指示する。
- (2) 受注者は各指示書の緊急性を考慮し、担当職員の指示に従い、速やかに履行し遅延しないことを原則とするが、やむを得ず、遅延する見込みが判明した場合は、速やかに担当職員にその理由と今後の対応について報告し、その指示に従うこと。また、業務指示書の内容について疑義が生じた場合にも、速やかに担当職員と協議を行うものとする。
- (3) 受注者は業務完了後、「業務完了届」を担当職員に提出すること。

8. 一般事項

(1) 受注者の負担の範囲

- ・業務の実施に必要な施設の水・電気等は無償支給とする。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
- ・電話機は支給とするが、それ以外のケーブルや機器等は受注者負担で準備すること。

(2) 資料の提供

以下の資料を提供する。

- ・市庁舎電話先行配線図面
- ・市庁舎電話先行配線表

(3) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

(4) 業務の再委託

業務における主要な部分（総合計画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部又は全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。

(5) 暴力団排除に関する事項

受注者は、本業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

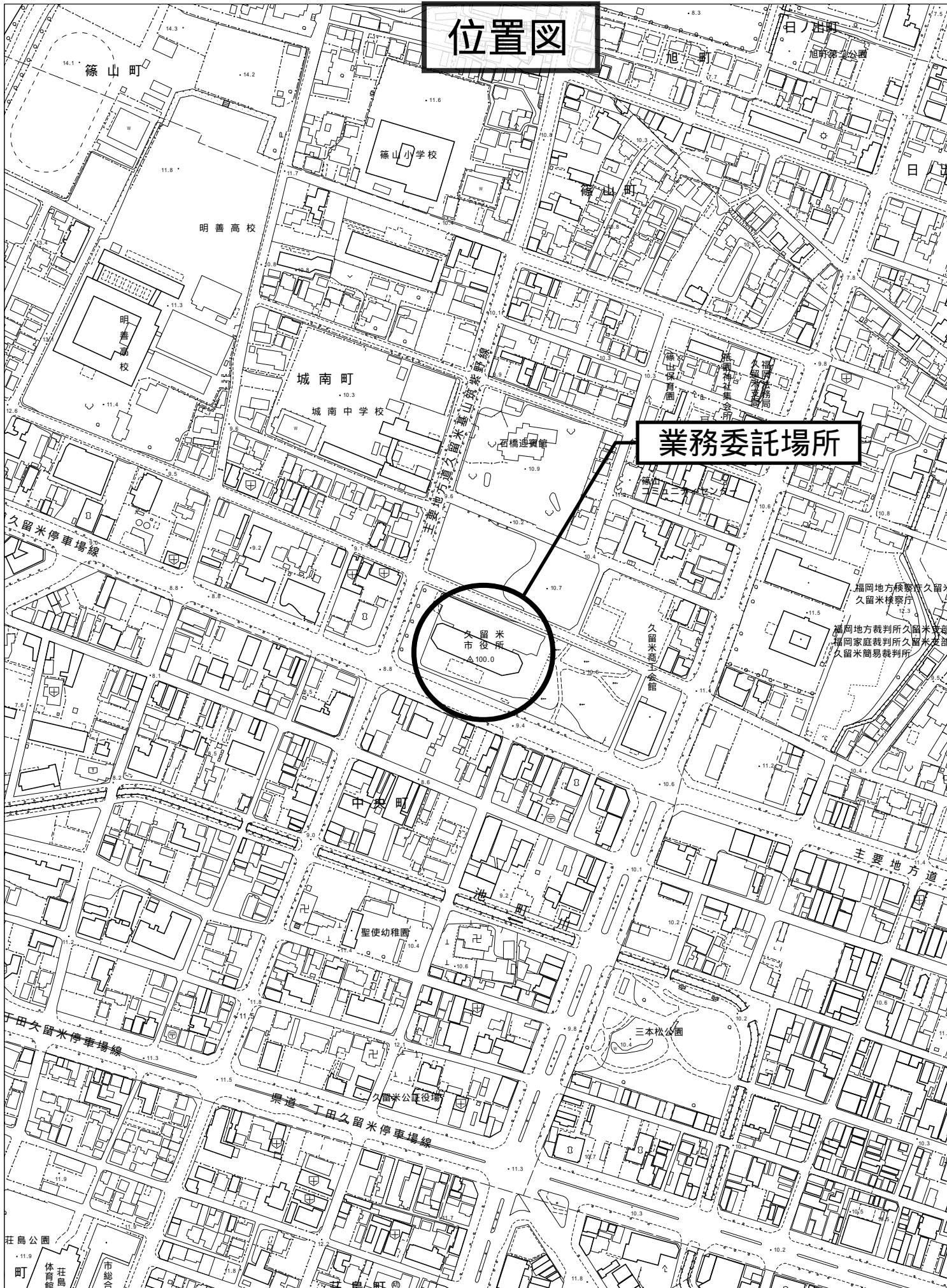
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに担当職員と工程に関する協議を行うこと。

(6) その他

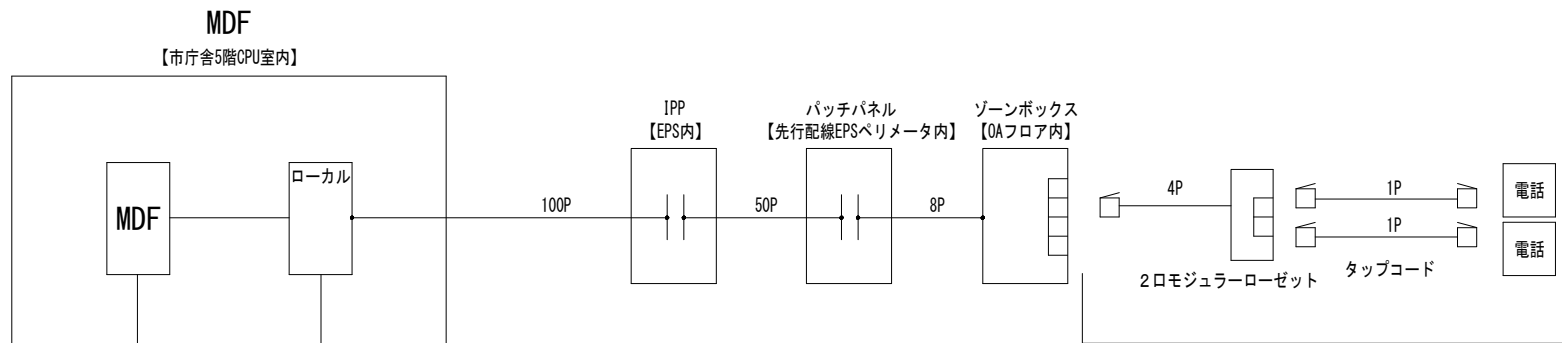
本仕様書に明記されていない事項は、担当職員と協議し、指示に従うこと。

位置図

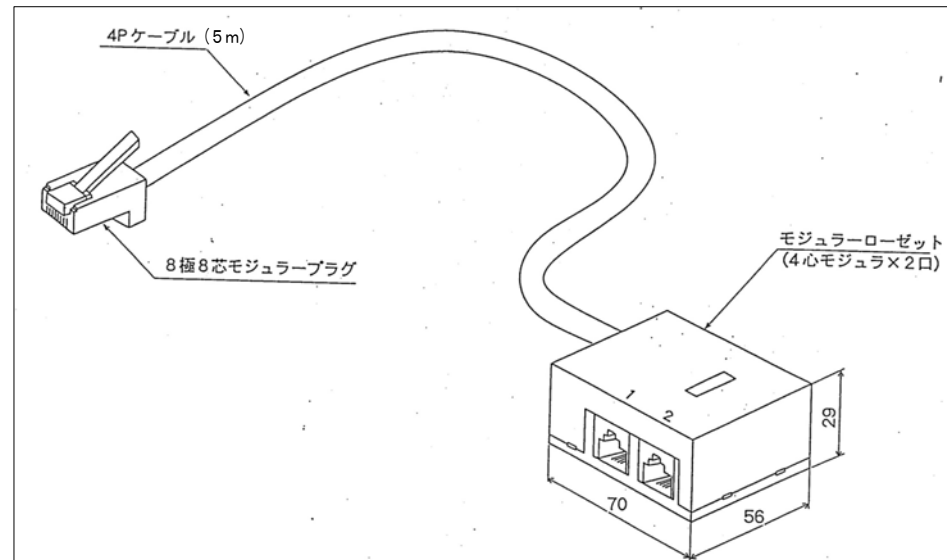
業務委託場所



本業務委託にて接続替え



本業務委託施工範囲



モジュラーローゼット参考姿図

電話系統配線接続図

特記事項
 図面をA3サイズに縮小する場合の倍率は、下記のとおり読み替えて全ての図面に共通とする。
 ・A1サイズの場合、1/2とする。
 ○A2サイズの場合、7/10とする。

久留米市
 都市建設部設備課

設計事務所 (機械)
 設計協力事務所 (構造・電気・機械)

業務名
 令和8年度市庁舎電話配線業務委託 (単価契約)
 印刷
 図面名称
 市庁舎電話系統配線接続図

縮尺
 NO SCALE

設計年月日
 R08.03
 図面番号
 E-01